

令和2年度事業計画書

社会福祉 愛知県共同募金会
法 人

目 次

| | |
|--------------------------------|---|
| I 現状認識 | 1 |
| II 重点事業 | 2 |
| III 事業実施計画 | 3 |
| 1 共同募金運動の機運醸成と広報・募金活動の推進 | 3 |
| 2 共同募金目標額の設定及び配分の実施 | 5 |
| 3 顕彰・弔意等の実施 | 5 |
| 4 災害に即応するための支援体制の整備 | 6 |
| 5 共同募金の組織体制の充実・強化 | 6 |
| 6 会務の運営 | 7 |
| 7 その他 | 7 |
| 令和2年度愛知県共同募金会主要行事・会議等予定 | 8 |

I 現状認識

赤い羽根をシンボルとした共同募金運動は、戦後間もない昭和22年に「国民たすけあい共同募金」として始まり、本年74回目を迎える。

近年、一人暮らしの高齢者、核家族世帯の増加などによる家族内の支え合いの低下や、社会構造・住民意識の変化による地域でのつながりの希薄化が指摘され、虐待、孤立死、老老介護などが社会問題化するなど、地域の課題は複雑化、多様化している。

公的な福祉制度は充実してきているものの、少子高齢化が進む中、支援を必要とする人が増え続けている一方で、支え手となる現役世代は減少している。

国では、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を推進しているが、公的な福祉制度だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支えあう社会にしていく必要がある。また、全国で相次ぐ自然災害の影響もあって、コミュニティの再生や地域福祉の一層の充実が求められている。

こうした中で、民間の地域福祉活動を支援する役割である共同募金会としては、地域住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みる体制づくりを推進し、地域の多様な個人や団体間の協働による取り組みを促していくことが必要である。

また、全国で相次ぐ大規模災害時に即応できる財源としても、役割を果たしていかなければならない。

一方、共同募金を取り巻く環境は、住民の意識の変化や近年の人口・世帯構造とあいまって、依然として厳しい状況にある。国内外で発生する自然災害に対する被災者等への「災害義援金」や自治体への「ふるさと納税」など、寄付先も多様化している。

このような状況の中にはあるが、市区町村共同募金委員会と連携・強化を図り、複雑・多様化する地域福祉課題の解決に向け、県民の皆様の共同募金への一層の理解と協力を得るため、広報・周知方法に工夫を行うとともに、インターネットを活用した気軽に寄付できるしくみや6か月間の募金運動期間を有効に活用し、多くの支援を必要とする方々の期待と信頼に応えるよう努める。

Ⅱ 重点事業

1 共同募金活動の積極的な展開

- 共同募金運動の活性化に向け、市区町村共同募金委員会を訪問しての意見交換を継続するとともに、今後の共同募金運動のあり方について具体的方策を検討する場を設ける。
- 広く共同募金の使途を周知するため、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用し、情報発信を充実させるなど広報活動を強化する。
- 企業等の社会貢献に協力するため、多様な寄付プログラムを提案し持続的な関係を構築する。
- 住民が気軽に寄付できる募金機能付き自動販売機やインターネットを通じた募金システムなどを広く周知する。
- 課題解決のためのテーマを設定した募金や新たな寄付者層に対する募金活動を推進する。
- 財産を社会福祉のために役立てたいという希望をもっている方や、その遺族の方々からの遺贈による寄付受け入れを推進する。

2 地域福祉推進のために

- 県全体で共同募金運動の活性化に向けた取り組みを行うため、各種研修会や意見交換会等を通じ共通認識を図るとともに、募金活動事例の共有を進めるなど、市区町村共同募金委員会との連携を強化する。
- 市区町村共同募金委員会や社会福祉協議会を始めとする関係機関と連携を図りながら、特定の地域課題を解決するための「地域の課題解決事業」を推進し、地域住民等が主体的に地域課題を解決する活動を支援する。
- 住民の共同募金への理解促進、事業の使途の透明化を図るため、住民参加による「公開プレゼンテーション助成審査会」事業を支援する。
- 防災・減災対策等、万一の災害に備えた取り組みに対する支援を充実する。

Ⅲ 事業実施計画

1 共同募金運動の機運醸成と広報・募金活動の推進

| 事業内容 | 具体的な事業展開 |
|----------------|---|
| (1) 広報・募金活動の推進 | <p>県民に理解と協力が得られるよう、関係機関の協力いただきながら、積極的に広報・募金活動を展開する。</p> <p>① 報道機関の協力のもと、広く県民に向けた情報を発信する。</p> <p>ア テレビ・ラジオ局に対して募金PR素材を提供し、放送の協力を依頼するなど報道機関等へ働きかける。また、「大型ビジョン」を活用した共同募金PRビデオの放映を依頼する。</p> <p>イ 県政記者クラブに対して報道向け資料を配布するなど、記事掲載の協力を依頼する。</p> <p>② 共同募金運動ポスターの掲示による広報を関係機関に依頼する。</p> <p>③ 広報紙、報告書を発行し、理解促進に努める。</p> <p>④ インターネットによる情報発信、募金への協力促進</p> <p>ア ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用し、若い世代への情報発信を行うとともに、二次元バーコードをリーフレット等に掲載し、使いみちの周知、充実に努める。</p> <p>イ インターネットを通じた「ふるさとサポート募金」を推進する。</p> <p>⑤ 「赤い羽根空の第一便」伝達式をANAグループの協力のもと、10月1日に実施する。</p> <p>⑥ 封筒募金方式の戸別募金を推進する。</p> <p>⑦ 各種イベントにおいて、シンボルキャラクター「愛ちゃんと希望くん」の着ぐるみ等を活用し、啓発・募金活動を積極的に展開する。</p> <p>⑧ 共同募金運動を通じた福祉教育を推進する。</p> <p>ア 「赤い羽根協賛児童生徒作品(書道・ポスター)コンクール」の実施及び優秀作品を展示する。</p> <p>イ 学校募金ハンドブックや壁新聞などを活用する。</p> <p>ウ 教育関係諸団体に協力の依頼をする。</p> <p>⑨ 赤い羽根協力店を推進する。</p> <p>⑩ 募金機能付自動販売機のリーフレットを活用し、新規開拓に努める。</p> <p>⑪ 図書カード・クオカード・募金バッジなど寄付金付きグッズや寄付つき商品の充実に努める。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>⑫ 課題解決のためのテーマを設定した募金や新たな寄付者層に対する募金活動を推進する。</p> <p>⑬ 共同募金への協力を通じた企業等の社会貢献活動を提案しながら、持続的な関係を構築する。</p> <p>ア 企業等に対し、多様な寄付プログラムを提案するとともに、併せて「あいち赤い羽根応援団」への登録を促進する。</p> <p>イ 関係諸団体に組織的な共同募金への協力を依頼する。</p> <p>ウ 報道関係各社の協力を得て、報道関係歳末たすけあい募金を推進する。</p> <p>エ 県内に本拠地を置くスポーツチームと連携し、試合開催時等における広報・募金活動の協力を依頼する。</p> <p>オ 物品等による寄付の受け入れを推進する。</p> <p>カ 特別協賛により広報資材を作製する。</p> <p>⑭ 遺贈・相続寄付に関するパンフレットを活用し、関係機関の協力のもと、中央共同募金会と連携しながら、遺贈による寄付の受け入れを推進する。</p> <p>⑮ 共同募金が住民に理解されるよう受配者に協力依頼をする。</p> <p>ア 配分を受けた施設や団体に対し、当該施設、団体の事務所の玄関、活動場所など、地域住民から見える場所に「施設用ステッカー」を貼付・掲示し、共同募金が活用されていることを明示するよう徹底する。</p> <p>イ 受配物品は、「受配ステッカー」の貼付、受配事業は、実施会場にのぼり旗による掲示や参加者に配付する資料等に表示するなど使途明示を徹底する。</p> <p>ウ 受配者が発行する機関紙などに配分事業や共同募金の広報を依頼する。</p> <p>エ 受配者の職域募金・街頭募金等、共同募金への積極的な参加協力を依頼する。</p> |
| <p>(2) 税制上の優遇措置の周知</p> | <p>共同募金会への寄付金について、税制上の優遇措置の適用が受けられることについてリーフレット等に記載し、周知を図る。</p> <p>① 個人寄付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税に係る所得控除または税額控除 ・個人住民税に係る税額控除 <p>② 法人寄付</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税法による全額損金算入 |

2 共同募金目標額の設定及び配分の実施

| 事業内容 | 具体的な事業展開 |
|----------------------|---|
| (1) 共同募金目標額の設定 | <p>社会福祉施設・団体からの要望を的確に把握し、目標額を設定する。</p> <p>① 社会福祉施設・団体からの受配申請書を受理 ② 配分委員会を経て理事会・評議員会での決定</p> |
| (2) 募金実績額に基づく配分計画の策定 | <p>募金実績額を踏まえ、現状の社会課題や地域課題の解決に即した配分計画を策定する。</p> <p>① 配分委員会を経て理事会・評議員会で決定する。 ② 大規模災害がなく拠出の必要が生じなかった場合は、災害等準備金取り崩し分等を配分財源に加算する。</p> |
| (3) 配分の実施 | <p>地域福祉の推進を図るため、時代の新しい動きに柔軟に対応した配分を推進する。</p> <p>① 特定の地域課題の解決に取り組む団体を支援するため、「地域の課題解決事業」を推進する。 ② 審査会に関わった人が共同募金の協力者となること、使途の透明化や地域福祉活動の活性化を図るため「公開プレゼンテーションによる助成審査会」事業を推進する。 ③ 都道府県共同募金会が協調して取り組む全国共通配分テーマに同調した「地域から孤立をなくす活動支援事業」を推進する。</p> |
| (4) 受配事業の適正化 | 受配者の実地調査を行う。 |

3 顕彰・弔意等の実施

| 事業内容 | 具体的な事業展開 |
|----------------------|---|
| (1) 共同募金協力者に対する感謝等実施 | <p>① 多額寄付者に対する感謝</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県共同募金会長 ・中央共同募金会長 ・厚生労働大臣 ・褒章 <p>② 奉仕功労者に対する表彰・感謝</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県共同募金会長 ・中央共同募金会長 ・厚生労働大臣 |
| (2) 奉仕者の事故見舞 | 募金ボランティアが活動中に負傷等した場合、中央共同募金会奉仕者事故見舞金制度による申請手続きを行う。 |

4 災害に即応するための支援体制の整備

| 事業内容 | 具体的な事業展開 |
|----------------------------|---|
| (1) 災害等準備金の積み立て及び災害時における支援 | ① 社会福祉法第 118 条に基づき、災害発生時に対応するため積み立てる。 ② 災害発生時のボランティア活動等の支援や福祉施設が被災した場合等の復旧経費の配分を行う。 |
| (2) 災害義援金の募集 | ① 災害救助法が適用された場合、義援金を募集する。 ② 県外の災害に対しては、中央共同募金会からの依頼のもと義援金の募集について協力する。 |
| (3) 災害時に備えるための支援 | ① 防災・減災等、万一の災害に備えた取り組みに対する設備整備等の支援を充実する。 ② 共同募金が災害時にも活用されることをPRするため、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練等において、のぼり旗の活用を推進する。 |

5 共同募金の組織体制の充実・強化

| 事業内容 | 具体的な事業展開 |
|------------------------------|--|
| (1) 寄付金の適正な管理 | ① 内部管理体制の構築のもと、厳正かつ適切な事務処理を行うための運営の透明化を図る。 ② 法人の財政状態及び収支の状況を正確かつ明瞭にし、寄付者を含む関係者の負託の応えられるようにする。 |
| (2) 市区町村共同募金委員会との連携強化及び研修の実施 | ① 市区町村共同募金委員会会長・事務局長合同会議 ② 市区町村共同募金委員会事務局長会議 ③ 研修会等 ア 市区町村共同募金委員会新任職員研修会 イ 市区町村共同募金委員会事務担当者会議 ウ 共同募金セミナー ④ 中央共同募金会等が実施する研修会への参加を支援する。 ⑤ 市区町村共同募金委員会を訪問し、意見交換を実施する。 ⑥ 共同募金運動に関する検討会を設置する。 |
| (3) 社会福祉協議会等との連携 | ① 愛知県社会福祉協議会連絡会議 ② 社会福祉協議会、受配施設・団体との募金活動、配分に関する意見交換会 |
| (4) 報道関係者との連携 | 報道関係歳末たすけあい募金配分打合せ会 |

| | |
|------------------|--|
| (5) 中央共同募金会等との連携 | ① 都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議 ② 都道府県共同募金会職員研修会 ③ 赤い羽根全国ミーティング ④ 東海北陸ブロック県社協・県共募専務・常務理事、事務局長会議 ⑤ 東海北陸ブロック県共同募金会職員研究協議会 |
|------------------|--|

6 会務の運営

| 事業内容 | 具体的な事業展開 |
|--------------|--|
| (1) 法人の適正な運営 | 定款及び諸規程に基づき、法人の適切な運営を図る。 ① 評議員会 ② 理事会 ③ 監事監査 ④ 副会長会議 ⑤ 配分委員会 ⑥ 評議員選任・解任委員会 |

7 その他

| 事業内容 | 具体的な事業展開 |
|-------------------------------|---|
| (1) 受配者指定寄付金の取扱い | 社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする施設など、受配者を指定した寄付金について、取扱基準に基づき、受け入れ、配分を行う。 |
| (2) 車両競技公益資金記念財団助成金の交付要望事務の協力 | 車両競技公益資金記念財団への助成要望について、推薦業務を行う。 |
| (3) 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業への協力 | 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業の情報提供を行う。 |

令和2年度愛知県共同募金会主要行事・会議等予定

| 月 | 日 | 会 議 名 等 |
|-----|-------|---------------------------------------|
| 4月 | 8 | 令和2年度共同募金配分決定通知書交付式 |
| | 20～22 | 都道府県共同募金会職員研修 |
| | 22～23 | 東海北陸ブロック県社協・県共募専務・常務理事、事務局長会議 |
| | 23 | 市区町村共同募金委員会新任職員研修会 |
| 5月 | 11 | 愛知県共同募金会監事監査 |
| | 中旬 | 第1回副会長会議 |
| | 19 | 愛知県共同募金会理事会 |
| 6月 | 8 | 愛知県共同募金会評議員会(定時) |
| | 23 | 中央共同募金会評議員会 |
| | 29～30 | 赤い羽根全国ミーティング(中央共同募金会主催) |
| 7月 | 上旬 | 第1回配分委員会(午後実地調査) |
| | 10 | 都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議(中央共同募金会主催) |
| | 中旬 | 第2回副会長会議 |
| | 15 | 市区町村共同募金委員会会長・事務局長合同会議 |
| | 27 | 愛知県共同募金会理事会 |
| 8月 | 上旬 | 市区町村共同募金委員会事務担当者会議 共同募金セミナー |
| | 上旬 | 愛知県共同募金会評議員会 |
| 10月 | 1 | 第74回赤い羽根共同募金運動 赤い羽根空の第一便伝達式・街頭募金 |
| | 中旬 | 第1回報道関係歳末たすけあい募金配分打合せ会 |
| 11月 | 13 | 全国社会福祉大会(中央共同募金会等主催) |
| | 17 | 愛知県社会福祉大会 |
| | 中旬 | 東海北陸ブロック県共同募金会職員研究協議会(幹事:愛知県) |
| 12月 | 1 | 歳末たすけあい運動(~31日) NHK歳末たすけあい運動(~25日) |
| | 中旬 | 第2回配分委員会 |
| | 1月 | 20～22 |
| 2月 | 10 | 都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議(中央共同募金会等主催) |
| | 中旬 | 第2回報道関係歳末たすけあい募金配分打合せ会 |
| | 下旬 | 連合愛知・愛知労福協寄付金寄託式 |
| | 下旬 | 市区町村共同募金委員会事務局長会議 |
| | 下旬 | 第3回配分委員会 |
| 3月 | 4 | 中央共同募金会評議員会 |
| | 中旬 | 第3回副会長会議 |
| | 中旬 | 施設入所等児童就職・進学支度支援金贈呈式 |
| | 中旬 | 愛知県共同募金会理事会 |
| | 下旬 | 愛知県共同募金会評議員会 |